

民法(債権法)改正による金融機関実務への影響と対策

2017年6月2日公布(施行は2020年1月または4月)

日程 : 2017年 9月 22日 (金) / 15:00~17:00

民法(債権法)改正法は、2017年5月26日成立して、同6月2日公布されました。同法の施行期日は、2020年1月1日または4月1日になるといわれており、対応準備の時間は多くはありません。

本セミナーでは、改正法をテーマにした銀行法務21・9月増刊号(9月1日発刊)をテキストとして、金融機関業務に影響が大きい5点にポイントを絞って、実務者の目線で疑問点を取り上げたうえで、この疑問に、金融機関のアドバイスに多く携わる専門弁護士が解説いたします。

更なる経営管理体制の盤石化のために、また、行職員様への周知・ご指導の際にぜひお役立てください。

講演内容

1. 書面による消費貸借契約は諾成契約となることによる影響と対策
⇒金融機関に「貸す義務」が発生する可能性がある
2. 債権譲渡制限特約があっても、譲渡は有効となることへの影響と対策
⇒売掛債権譲渡担保・ABL等は拡大するのか
3. 第三者保証は、公正証書の作成が必要になることによる影響と対策
⇒適用除外として、取締役等・共同経営者・配偶者がある。情報提供義務が新設
4. 時効期間は主観5年・客観10年になり、時効中断・停止は、
更新と時効完成猶予になることによる影響と対策
⇒協同組織金融機関も時効期間が5年になる。仮差押え・仮処分は時効完成猶予になる
5. 定型約款の規定新設の影響と対策
⇒取引規定や契約書のどれが、定型約款に該当するのか

講師プロフィール

講師：足立 格 氏

村田・若槻法律事務所
東大法学部卒。2003年弁護士登録(森・濱田松本法律事務所)。
2010年中央大学法科大学院兼任講師、早稲田大学法科大学院寄附講座
講師、一般社団法人保険オンブズマン紛争解決委員、法務省委託調査研
究新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究
2014年一般社団法人日本少額短期保険協会諮問委員。
2015年日本保険学会会員。訴訟・紛争解決、金融法務、消費者関連法、
各種決済、コンプライアンス、危機管理等を主たる業務分野としている。

講師：相木 辰夫 氏

1976年東京都民銀行入行
営業店勤務を経て1991年より 融資管理回収部門
1996年より 経営企画部管理グループ
リスク統括部法務室長を経て、人事部 シニアリーガルカウンセル

東京商工会議所「民法(債権法)改正普及・啓発ワーキング会議」委員
同「民法(債権法)改正検討専門委員会」委員(2009年~2014)
同「経済法規委員会」委員、同「会社法専門委員会」座長
経済産業省「経済界との債権法改正検討WG」委員(2011年)
中小企業基盤整備機構「中小企業知的資産経営研究会」委員(2005年)

対象

預金事務担当、融資事務担当、
債権管理回収部門、総務企画部門 等

定員

50名
※定員になり次第締め切らせていただきます。

受講料

9,000円
※レジュメ、資料、消費税を含みます。

会場

TKP市ヶ谷
カンファレンスセンター
〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8
TEL: 03-5227-6911

裏面の受講申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

お申込要領

お申込方法

- ◆ 下記申込書に所定事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。
- ◆ 受講料はお申込後に送付の請求書にもとづき当社口座宛にお振込みください。
(お振込手数料はお客様にてご負担ください)
- ◆ 当日のお申込みは受け付けておりません。必ず事前にお問合せをお願いいたします。
- ◆ 撮影・録音機器等の持込みはご遠慮いただいております。

お申込先

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
(株)経済法令研究会 本社営業部 セミナー係 宛
Tel : 03-3267-4812 Fax : 03-3267-4828

■ 金融実務セミナー

2017年9月22日実施「民法（債権法）改正による金融機関実務への影響と対策」に、下記の通り申込みます。

団体名 (金融機関コード)	()		
受講票 送付先	〒		
お申込部署名		ご担当者氏名	
ご連絡先電話		ご連絡先FAX	

(フリガナ) ご受講者氏名	所属部署名	役職名
.....		
.....		
.....		
.....		

■ 当セミナーに関する事前のご質問等を承ります。以下ご記入ください。

.....
.....
.....

本申込書記載の個人情報に関しては、本申込書の記載事項確認・入金管理・受講票発送等のために使用いたします。(1703)



FAXにてお申込みの場合、
この向きでお送りください。

03-3267-4828

電話：03-3267-4812
担当：本社営業部 セミナー係



経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
Tel : 03-3267-4812 Fax : 03-3267-4828

経済法令オフィシャルブログ
<http://khk-blog.jp/>